

事 務 連 絡
令和8年3月23日

都道府県高等学校体育連盟 専門部長 各位

(公財)全国高等学校体育連盟
事務局長 青木 永二

「外国人留学生」の登録状況の資料提出について (依頼)

春暖の候 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は(公財)全国高等学校体育連盟の諸事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通り調査をいたします。年度始めのお忙しいなか恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 調査対象 (公財) 全国高体連各専門部に所属する都道府県高体連各専門部
- 2 配布物 (1) 別紙「外国人留学生」の登録状況の資料提出について
(2) 外国人留学生調査用紙
(3) 資料提出の手順
- 3 調査用紙の提出先 貴専門部が所属する都道府県高体連事務局
- 4 提出期日 令和8年6月5日 (金)

以上

別紙

「外国人留学生」の登録状況の資料提出について

1 資料提出について

- (1) 都道府県高体連各専門部は、所定の調査用紙を用い、新年度当初に登録（更新）申請をした外国人留学生の調査を行う。

※ 調査対象とする「外国人留学生」とは、

① 外国籍を有し、日本に滞在して日本の高等学校『「学校教育法」第1条に規定された学校』に在籍し、教育を受けている生徒をいう。

② 在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒をいい、短期留学の生徒は含まない。

- (2) 各専門部は調査結果を都道府県高体連へ提出する。
- (3) 都道府県高体連は各専門部の調査結果をとりまとめ、(公財)全国高体連へ報告する。

* 「指導委員会」で取り扱う問題が生じた場合は、「指導委員会」よりその事案の調査のために、入学許可書、在留資格認定証明書、パスポート、留学ビザ、在留カード等のコピーの提出を該当組織に求めることがある。

2 外国人留学生が途中帰国する場合

- (1) 外国人留学生が途中帰国する場合、当該校長は、帰国する前に「途中帰国の理由書」を、都道府県高体連及び当該専門部へ提出する。
- (2) 都道府県高体連は(公財)全国高体連へ、また、都道府県高体連各専門部は(公財)全国高体連各専門部へ報告する。

3 「個人情報の管理」について

- (1) 「外国人留学生」の調査は、都道府県高体連に登録する「外国人留学生」の実態を把握するために行うものであり、その他の目的で行うものではない。また、他の目的に供するものでもない。本人が情報提供を拒否した場合は強制しない。
- (2) 個人情報が他の目的に使用されないことがないよう、都道府県高体連及び各専門部、(公財)全国高体連及び各専門部は責任をもってその管理を行う。

※ 個人情報の使用目的については、提出書類に明記しておくことが望ましい。

* 「外国人留学生」に関する上記の書類を提出し、管理する根拠

① 日本の高等学校に在籍している外国籍の、いわゆる「外国人留学生」の都道府県高体連への登録状況を把握しておくことは、登録を受理する高体連・専門部として必要なことである。

② 「外国人留学生」に関する情報提供要請がある。これらの要請に対して高体連・専門部が適切かつ迅速に回答できるよう「外国人留学生」に関する資料が事前に整えられている必要がある。